

意見募集要領

1 意見募集対象

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令案

2 資料入手方法

意見募集対象については、総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄、「意見募集（パブリックコメント）」欄及び「電気通信消費者情報コーナー」欄並びに電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課にて閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書に必要事項（氏名、住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス））を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

（１）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課 あて

意見の内容を保存した磁気ディスク等を添えて提出をお願いします。磁気ディスク等の条件は、次のとおりです。

○磁気ディスク等：フロッピーディスク（3.5インチ2HD）又はコンパクト

ディスク

- フォーマット形式：フロッピーディスクの場合、1.44MBのMS-DOSフォーマット。コンパクトディスクの場合、CD-R形式であってWindowsファイルシステムに対応したもの
- ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

※ 磁気ディスク等には、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた磁気ディスク等については、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(2) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-5948

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課 へ

※ 送付後、担当に電話にて連絡してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：antispam/atmark/soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課 へ

(注) 迷惑メール防止のため、電子メールアドレスの一部を変えています。

「/atmark/」を「@」に置き換えてください。また、この電子メールアドレスへの広告・宣伝メールの送信を禁止します。

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル）として提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

4 意見提出期限

平成21年8月8日（土）必着 ※郵送の場合は同日消印有効

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp/>) パブリックコメント・意見募集案内の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあってはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。